# 社会福祉法人精華町社会福祉協議会

# 平成29年度 第3回 理事会議事録

1 開催年月日 平成29年9月6日(水)

午前9時40分~午前11時30分

2 開催場所 精華町地域福祉センターかしのき苑1階 会議室A・B

3 理事総数 12名

4 出席者氏名 (9名)

理事 八木章介 森 修美 早樫一男 長谷川 悟

中畔秀昭 石崎照代 福味加世子 山本正來

岡田敦子

監事 島中秀司 浦田善之

5 欠席者氏名 理事 岩前良幸 田中智美 村瀬由美子

6 議 案

第14号議案 就業規則の一部改正について

第15号議案 非正規職員就業規則の一部改正について

第16号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

第17号議案 ハラスメントの防止に関する規程の一部改正について

第18号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

第19号議案 平成29年度補正予算(第1号)について

- 7 諸報告
- 8 議事の経過要領及び議案議決の結果

定刻に至り、定款第30条の規定により議長に森 修美理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数である過半数を満たしていることを確認し、議事に入った。

### 第14号議案 就業規則の一部改正について

議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、平成29年1月の育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正に伴う精華町社会福祉協議会

就業規則の一部改正について、議案書別紙の一部改正新旧対照表を用いて 提案説明した。

第14号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

# 第15号議案 非正規職員就業規則の一部改正について

議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、平成29年1月の育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正に伴う、精華町社会福祉協議会非正規職員就業規則の一部改正について、議案書別紙の一部改正新旧対照表を用いて提案説明した。

第15号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。 質問:早樫理事

議案書別紙に規則本文が添付されているが、本文中の第22条2項5号の文言が、セクシャルハラスメントとなっている。一部改正に伴い、この部分もハラスメントに改正する必要があるのではないか。

### 回答:事務局長

ご指摘いただいたとおり、今回の改正趣旨からするとこの部分も改正する必要がある。口頭にて、改正案としてハラスメントと修正して、提案をさせていただきたい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

### 第16号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、平成29年1月に育児・介護休業法が改正されたことに伴う、精華町社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規則の一部改正について、議案書別紙の一部改正新旧対照表を用いて提案説明した。

提案の際、口頭にて、第23条1項の条文において、第1条~第23条と なっている部分を第1条~第22条に修正提案した。

第16号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

# 第17号議案 ハラスメントの防止に関する規程の一部改正について

議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、平成29年1月に育 児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正され、事業主に新たにハラス メントの防止措置を講じることが義務付けされたことに伴い、精華町社会 福祉協議会ハラスメントの防止に関する規則の一部を改正することにつ いて、議案書別紙の一部改正新旧対照表を用いて提案説明した。

第17号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長 が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

## 第18号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、京都府から承認を受けた社会福祉充実計画に基づき、常勤職員処遇改善事業として賞与に能力給を導入することにより職員の処遇改善を図ることに伴い、職員の給与に関する規程の一部を改正することについて、議案書別紙の一部改正新旧対照表を用いて提案説明した。

第18号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。 質問:中畔理事

議案書別紙の規程本文中、第18条2項の扶養手当が管理職手当に変わっているが、一般職は扶養手当分の賞与が減り、管理職になった職員だけが改善されるのではないか。能力給は、イコール管理職だけではないと思う。

# 回答:事務局長

提案説明について補足させていただくと、規程第18条2項において、 期末手当の額は6月は100分の140を上限、12月は100分の160を上 限とする範囲内で、別に定める割合を乗じて得た額とするとなっている。 従来から期末手当並びに勤勉手当については、支給する上限額を示して おり、能力を反映させることができるものとなっている。また今回、職 員会議で話し合った結果、扶養手当は直接仕事の能力が反映されるもの ではなく世帯構成によるものであるとの見解があった。現在、本会にお いては内部募集をしても管理職の成り手が無く欠員が生じており、ここ 数年、1人の管理職が複数の職を兼務している。ある一定の経験を積ん だ職員には、責任感を持ってやりがいのある仕事として管理職になって もらいたいとの趣旨から、賞与や給与についても、若手職員の部分はべ ースアップし、年齢を重ねて一般職にある職員については額を下げるの ではなく上昇率を抑え、管理職になっていきたいと思えるような仕組み 作りを職員会議で提案し、職員側の了解を得て、合意形成をはかれたこ とでの提案内容となっている。提案理由にある、賞与に能力給を導入す るとの表現は一部そぐわない部分があったが、趣旨についてご理解を賜 りたい。

### 意見:岡田理事

扶養手当のことについては、関わる職員の不満や不信が出るのではないかと違和感を持ったが、管理職になると時間外手当や休日出勤手当等が無く、管理職手当だけで賄うことを考えると、この期末手当等の部分で補うことも悪くないのではと思う。しかし、全ての職員に関わる扶養手当を無しにするのは抵抗を感じる。京都府などの指針であれば仕方がないが、全職員に関わることであり、少し考えてもよいのではないか。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、賛成多数(賛成6名、 反対2名)により可決承認された。

## 第19号議案 平成29年度補正予算(第1号)について

議長の指示により、事務局長から補正予算案説明資料を用い、補正する 事業内容別に、補正理由、補正するサービス区分、補正科目、補正前の 予算、補正額、補正後の予算を提案説明した。

提案の際、口頭にて、3. 平成29年度地域ひとつなぎ事業の補正額について、支出額280千円を370千円に訂正し、同じく(3)助成金の補正額を200千円から290千円。補正後の予算972千円から1,062千円に修正提案した。

第19号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

### 諸報告

議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。

事務局長から、地域福祉課として下記の6点について報告をした。

- (1) 社会福祉充実計画の承認
- (2) 平成29年度京都府社会福祉大会
- (3) 平成29年度社協法人会員現状報告
- (4) 第4次精華町地域福祉活動計画の策定経過
- (5) 居場所づくり支援事業「空き家を活用した多様な居場所づくり」 候補地
- (6) 助成金交付事業の実施状況

地域包括支援センター長から、地域包括支援センターとして下記の1点について報告をした。

(1) 南部地域包括支援センター事業実績

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の2点について報告をした。

- (1) 居宅介護支援係の事業実績
- (2) 訪問介護係の事業実績

事務局長から、通所介護課として下記の1点について報告をした。

(1) 通所介護等の事業実績

以上をもって案件の全てを終了したので、議長が閉会を宣し午前11時30分 散会した。

上記の決議を証するため、議事録署名人において次に記名押印する。

平成29年9月6日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成29年度第3回理事会において

会	長	印
監	事	印
監	事	印